

滑川市、トヨタモビリティ富山株式会社及び
あいの風とやま鉄道株式会社との持続可能な地域交通の
構築に向けた連携協力に関する協定書

滑川市（以下「甲」という。）、トヨタモビリティ富山株式会社（以下「乙」という。）
及びあいの風とやま鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、持続可能な地域交通の構
築に向け、以下のとおり連携協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等
の活用を図り、地域交通の選択肢を増やし、住民サービスの向上及び環境負荷の少な
い持続可能な地域交通の構築に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協
力をする。

- （1）持続可能な地域交通の構築に向けた企画立案に関すること。
- （2）持続可能な地域交通の構築に向けた事業の普及啓発に関すること。
- （3）その他、目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前項各号に掲げる連携事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議
を行うものとし、具体的事項については、別途協議の上、取り決めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲、乙又は丙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、その都
度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。た
だし、本協定書の有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙又は丙から本協定終了の
申し出がないときは、本協定の有効期間が1年間延長されるものとし、その後も同様
とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携協力にあたり、知り得た当事者の秘密を、
当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはな

らない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が前条に定める有効期限の満了により効力を失った後も、
前項の守秘義務を負うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合
は、その都度、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その
1通を保有する。

令和7年7月28日

甲 富山県滑川市寺家町104番地

滑川市長

水野達夫

乙 富山県富山市千歳町2丁目5番26号

トヨタモビリティ富山株式会社

代表取締役社長

品川祐一郎

丙 富山県富山市明輪町1番50号

あいの風とやま鉄道株式会社

代表取締役社長

伍嶋ニ美男